

地上設置型の太陽光発電事業を行っている事業者 様

## 既存太陽光発電施設設置届出書の提出について（依頼）

長野県環境部ゼロカーボン推進課長

本県の環境行政及び脱炭素社会の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、令和 6 年 4 月 1 日に施行となりました「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」では、対象となる事業者の皆様へ「既存太陽光発電施設設置届出書」の提出を義務付けております。  
つきましては、下記のとおり、手続き等を行っていただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 届出の対象

長野県内において **令和 6 年 3 月 31 日（本条例の施行前）までに工事に着手した、出力 10kW 以上の地上設置型の太陽光発電施設**

- ※ 本通知は、経済産業省所管の再エネ特措法（FIT 制度）の認定事業者情報により送付しております。認定情報には地上設置・屋根設置の区別がないため、屋根設置型の事業者様にも送付しておりますこと、ご容赦ください。
- ※ **屋根設置型（ソーラーカーポートなど建築物に設置している施設を含む）の場合**、本手続きは不要ですが、**リストから対象外とするため、報告をお願いします。**
- ※ 地上設置型であっても設置している市町村によっては、本手続きの対象外となる場合があります。【参考 1】
- ※ 手続き済みまたは連絡済みの事業者様で本通知が届いた際は、手続きが済んでいない施設が残っているか、屋根設置型の確認ができなかったこと等が考えられます。お手数をおかけして申し訳ありませんが、改めてご対応をお願いいたします。
- ※ 令和 6 年 4 月 1 日以降に工事着手する事業については、実施にあたり別途手続きが必要になります。【参考 2】

#### 2 必要となる対応 **詳細は「【別紙】対応フローチャート（手続き手順）」をご確認ください。**

- ①（様式第 15 号）「既存太陽光発電施設設置届出書」の提出
- ② 「維持管理計画書」の作成及び公表（※長野県への提出は不要です）
- ③ 標識の設置（※FIT 法で定められている標識に準じます）

#### 3 ①の提出期限 **令和 8 年 3 月末**までをお願いいたします。

条例上の期限（令和 6 年 9 月 30 日）を過ぎていますので、速やかにご提出ください。

#### 4 その他、注意事項等

- ・届出書のご提出は、郵送、メールのほか、ながの電子申請サービスもご利用いただけます。
- ・お手続きに関しましてご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。
- ・今後も同様の通知を繰り返し行う可能性があります。それでもなおご対応がない場合は、行政指導等を実施することがあり、その際は経済産業省の要請により、その旨について情報提供等を行いますのでご承知おきください。

## <添付書類一覧>

- ・ 【別紙】 対応フローチャート（手続き手順）
- ・ （様式第 15 号）「既存太陽光発電施設設置届出書」 及び 記載例
- ・ （参考様式）「維持管理計画」 及び 記載例

## 【参考 1】 本条例を適用していない市町村

- ・ **以下の市町村で、かつ表中の着手時期等に『該当する場合』は、本手続きの対象外です。**  
（各市町村条例の施行前に工事着手した事業は、本手続きの対象となります。）
- ・ 対象外の場合は、【別紙】に記載の「対象外報告フォーム」より、報告をお願いします。

設置場所	着手時期 等
小諸市	令和 5 年 7 月 1 日以降（市の条例施行後）に工事着手した事業
上田市	平成 27 年 10 月 1 日以降に工事着手した事業で、事業区域 1000 m <sup>2</sup> 以上かつ発電出力が 50kW 以上の事業
諏訪市	令和 4 年 7 月 1 日以降（市の条例の施行後）に工事着手した事業
富士見町	令和元年 10 月 1 日以降（町の条例の施行後）に工事着手した事業
原村	令和元年 10 月 1 日以降（村の条例の施行後）に工事着手した事業
伊那市	令和 4 年 4 月 1 日以降（市の条例の施行後）に着手した事業
中川村	令和 2 年 10 月 1 日以降（村の条例の施行後）に工事着手した事業
阿智村	令和 5 年 4 月 1 日以降（村の条例の施行後）に工事着手した事業
豊丘村	令和 5 年 4 月 1 日以降（村の条例の施行後）に工事着手した事業
朝日村	令和元年 12 月 18 日以降（村の条例施行後）に工事着手した事業
小海町、青木村、茅野市、辰野町、平谷村、根羽村、木曽町、木祖村、大桑村、松本市、安曇野市、大町市、池田町、松川村、白馬村は、 <b>着手時期に関わらず本手続きの対象外</b> です。	

## 【参考 2】 令和 6 年 4 月 1 日以降（本条例施行後）に工事着手する事業について

- ・ 着手前までに、事業基本計画書の提出、説明会実施、意見応答の期間確保等の手続きが必要です。
- ・ 事業地に次の区域を含む場合は知事の許可が必要です。（地域森林計画対象民有林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域）

- 本条例の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>



### <お問合せ・提出先>

長野県 環境部 ゼロカーボン推進課 再生可能エネルギー係  
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2  
電話 026-235-7179 FAX 026-235-7491  
電子メール [taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp](mailto:taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp)

- FIT 認定情報の変更等につきましては、経済産業省へお問合せください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_change.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_change.html)

